

重点事業⑧ 空き家対策の推進

空家対策の推進について

伊勢市 都市整備部 建築住宅課

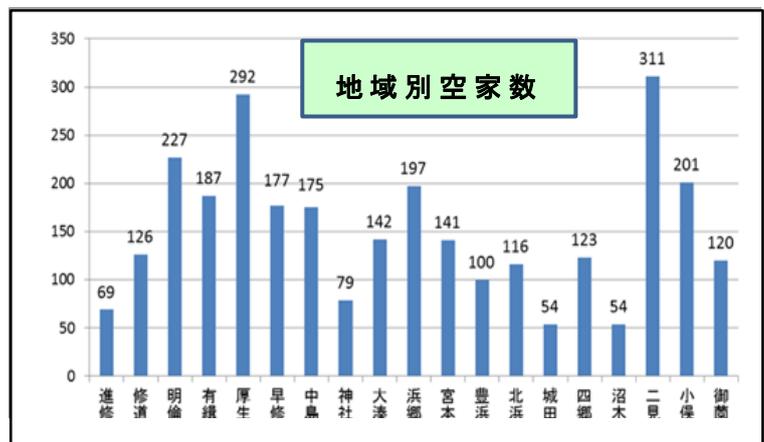
(1) これまでの経過について

- 平成 26 年 11 月 「空家等対策の推進に関する特別措置法」公布
- 平成 27 年 5 月 「空家等対策の推進に関する特別措置法」完全施行
「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」決定
- 平成 28 年 10 月 伊勢市空家等対策協議会設立
- 平成 29 年 3 月 伊勢市空家等対策計画策定

(2) 市内の空家件数について

区分	件数
危険度大	82
その他の空家	2,809
計	2,891

(平成 27 年度実態調査結果)



(3) 伊勢市空家等対策計画の基本方針

	基本方針	主な取り組み内容
①	安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> 管理不全の空家所有者等への改善指導 特定空家等への対応 空家所有者等への適正管理の啓発及び注意喚起
②	活用・流通の促進	<ul style="list-style-type: none"> 空家バンクの設置 移住促進事業の推 学生等への居住支援
③	地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域（自治会等）での見守り 専門家団体等との相談窓口の設置及び相談会の開催 地域福祉団体等によるグループホーム等地域の活動拠点等としての活用

(4) 基本方針の取組みについて

①安全・安心の確保

ア 管理不全の空家所有者等への改善指導

平成 27 年度に実施した実態調査結果及び市民から相談のあった管理不全の空家等について、通知、訪問等により管理依頼を行っています。

イ 特定空家等への対応

国のガイドラインに示された基準に基づき、「特定空家等」の判断基準を策定し、老朽化等により周辺に著しい悪影響及び危険等をもたらす恐れがある管理不全の空家等について、対応しています。

②活用・流通の促進

ア 空家バンクの設置

市内空家等の活用及び流通の促進を図るため、住まなくなった空家等
を売りたい・貸したい所有者と、その空家を買いたい・借りたい利用者の
情報を市のホームページ等において公開の上、両者を引き合わせる仕
組みを創設し、運営しています。

③地域との連携

ア 専門家団体等との相談会の開催

関係民間団体と連携し、空家無料相談会を平成 30 年 2 月 10 日に開催
いたします。

イ 地域懇談会等への参加

地域や関係民間団体等が主催する懇談会等に参加し、当市の取組む空
家対策について理解を求めています。

(5) 現在の空家関連補助制度

現在の空家対策に関連する補助制度として、「除却（解体）補助制度」及
び県外からの転入者等を支援する「移住促進対策空家改修支援事業」があ
ります。

ア 「除却（解体）補助制度」

補助対象 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された倒壊性の高い木造
住宅の除却費用

補助金額 工事費の 3 分の 2（上限 30 万円）

イ 移住促進対策空家改修支援事業

補助対象 県外移住者又は県外移住者に空家を提供する所有者等
への改修費用

補助金額 工事費の 3 分の 2（上限 200 万円）